

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
26	駐車場出入口設置に係る規制緩和	国土交通省	1～2
1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	国土交通省	3～4
9	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	内閣府	5～12
10	子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し	内閣府	13～28

■ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカールに排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。

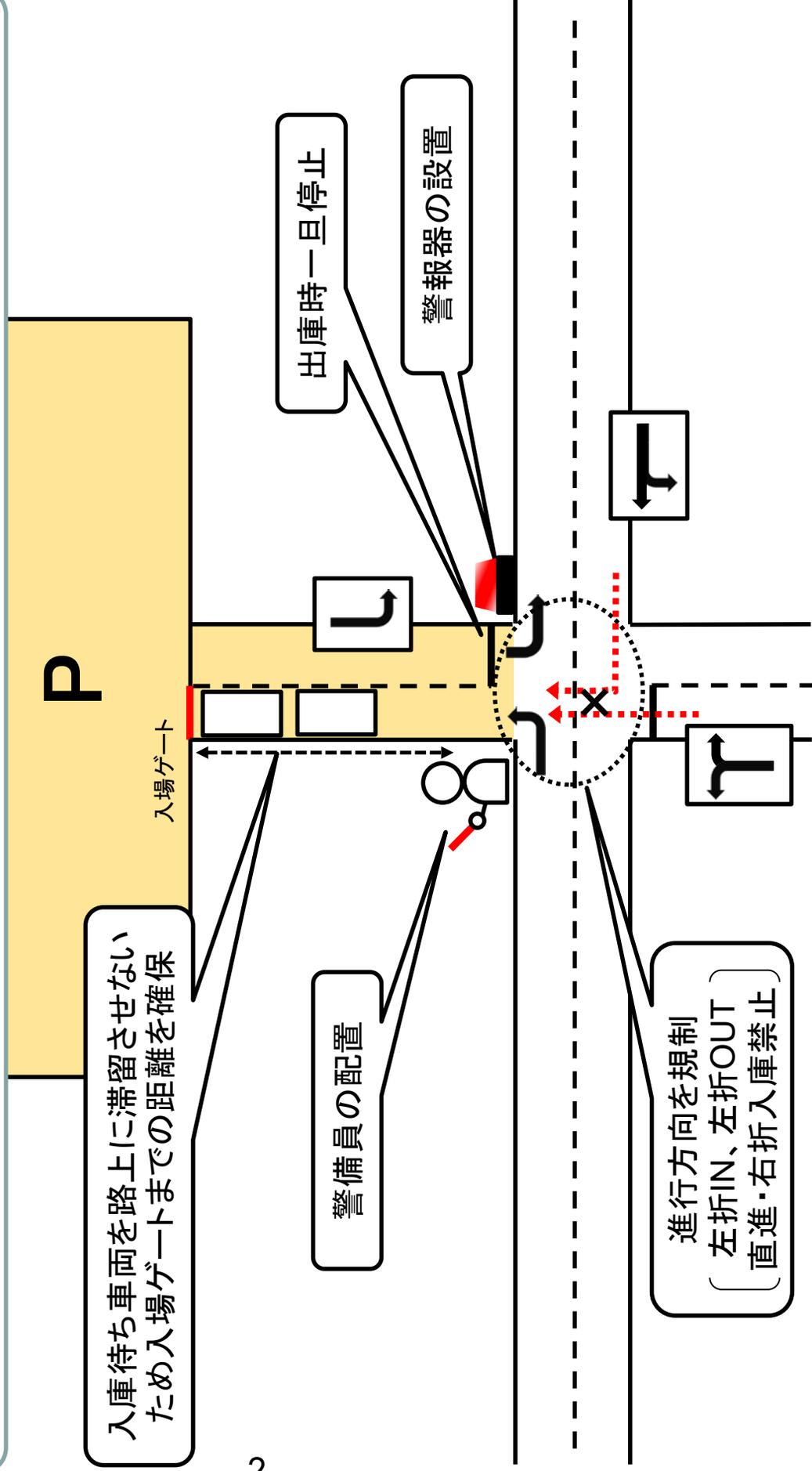
1

■ 担当省庁からの第2次回答

○路外駐車場の出入口に関する規定のうち、まがりかどから5m以内における出入口の設置については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。

○交差点に係る大臣認定制度においては、道路の円滑かつ安全な交通を確保するため、下図のような対策を講じている事例がある。

○今後、交差点に係る大臣認定制度の運用実態を参考としつつ、まがりかどにおける円滑かつ安全な交通の確保について検証し、規定の弾力化について検討して参りたい。



会 部 門 専 門 討 論 集 募 案 提 出 資 料 説 明

平成28年10月21日

国土交通省・地・建設産業局

今回の提案事項を受けた対応について

1. 現行制度の幅広い情報提供

- 住宅用地としての活用事例を含む平成18年通知の再周知
- HPなどを活用し、現行法で対応可能な先買い土地の活用事例の幅広い情報提供
- 相談窓口を周知し、地方公共団体等の抱える個別具体の問題に関してともに解決策を検討

2. 先買い土地の有効活用に向けた取組み

- 地方公共団体等で保有する先買い土地の実態をあらためて把握
- 先買い土地の活用を困難とさせている要因をヒアリング
- 実態把握の中で得られた
 - ・ **新たな活用事例も幅広く情報提供を行い、**
 - ・ 現行法で対応可能な個別具体の支障事例の解決も図っていく。



先買い土地の有効活用について、地方公共団体等とともに継続して取り組む